

JIS 確認の申出に係る審議について

日本産業規格（以下、**JIS** という。）は、産業標準化法に基づき、**JIS** を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも 5 年を経過するまでに見直す必要があります。多数の **JIS** があることから効率的な運用のために、毎年度一括して **JIS** 見直しを行うこととしております。**JIS** の見直しの流れ及び産業標準作成委員会の審議方法は、別添 1 をご参照ください。

今回のご審議は、別添 1 の（3）**JIS** 確認の申出に係る審議です。

前回の電気分野産業標準作成委員会（2022 年 12 月 14 日議決）でご承認いただいた、2023 年度に見直し期限を迎える電気分野の **JIS** のうち 2023 年度中の公示予定を「確認」とする **JIS** について、**JSA** ウェブサイトに **JIS** 作成予定一覧表の公表を掲載し、利害関係者の意向を確認したところ、利害関係者からのご意見等はありませんでした。

この結果を踏まえて、別添 2 に、2023 年度中の公示予定を「確認」とする **JIS** 及び作成審議経過等を作成いたしましたので、これらの **JIS** を「確認」としてよろしいか最終のご審議をお願いいたします。

委員会において議決された場合には、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

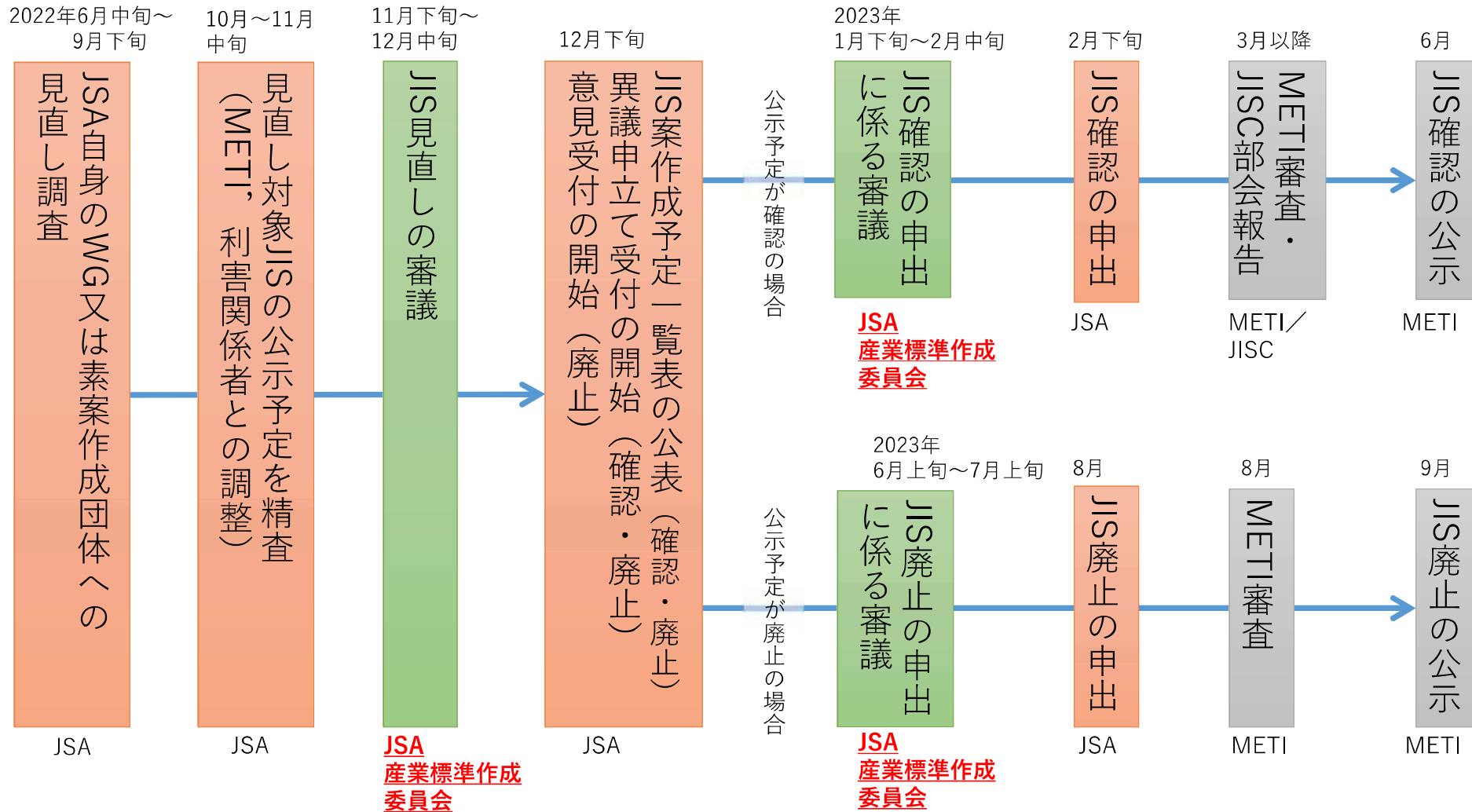
注記 1 **JIS** 法令上、別添 2 別紙 2 の 3. ②**JIS** 作成予定一覧表の公表、③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保及び④異議申立ての機会の確保は、主務大臣に対して申出を行うまでの過程において行うこととしております。審議中又は審議後に意見等があった場合で、議決結果の変更又は意見等を採用しない場合は、再度、産業標準作成委員会にお諮りいたします。

注記 2 「確認」とする理由や **JIS** に関する書誌情報は、**JSA** ウェブサイトに掲載している前回の産業標準作成委員会の審議資料をご参照ください。

JSA ウェブサイトの URL <https://webdesk.jisa.or.jp/jis/W50M0100>

JISの見直しに関する審議

(1) JIS見直しの流れ



(2) JIS見直しの審議について

目的： 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。
 - ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
 - ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

(2) JIS見直しの審議について (続き)

2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。
 その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。
 その後、産業標準作成委員会にお諮りします。
- ※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
 - ※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
引用（参照）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用（参照）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

(2) JIS見直しの審議について (続き)

3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。
 - ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
 - ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料2別添2の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。
 - ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

(3) JIS確認の申出に係る審議

目的： 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. 確認のJIS作成予定一覧表の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、JSAが日本産業規格作成審議経過報告書（確認）を作成します。
 - ※ 当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果（JIS見直しの審議～確認のJIS作成予定一覧表の公表の結果）を示しております。
2. 産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書（確認）に基づき、ご審議いただきます。
 - ※ JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準作成委員会にご報告いたします。
3. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申出を行います。

日本産業規格作成審議経過報告書（確認）

1. 確認の申出を行う日本産業規格

JIS B 8105 蒸気タービン—受渡試験方法—改造時の性能確認 外 71 件(別紙 1 のとおり)

2. 確認の申出を行う日本産業規格に係る主務大臣

経済産業大臣専管

3. 確認の理由

別紙 1 の日本産業規格は、産業標準化法第 17 条の規定による見直し期限を 2023 年度に迎えるものであるが、認定産業標準作成機関として、関係各方面の意見を調査し検討した結果、現行の日本産業規格がなお適正であると認められることから、確認すべきものとして申出する。

4. 確認の申出を行う日本産業規格の作成及び審議に関する事項

- (1) 認定産業標準作成機関名；一般財団法人日本規格協会（JSA）
- (2) 法令上の区分；
産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項に基づく申出
- (3) 産業標準作成委員会名；
電気分野産業標準作成委員会
- (4) 産業標準作成委員会の委員構成表及び開催状況；
別紙 2 に記載のとおり。
- (5) 作成審議経過
別紙 2 に記載のとおり。

以上

確認の申出を行う日本産業規格

No.	規格番号	規格名称
1	B8105	蒸気タービン—受渡試験方法—改造時の性能確認
2	C0508-2	電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全—第2部：電気・電子・プログラマブル電子安全関連系に対する要求事項
3	C0508-3	電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全—第3部：ソフトウェア要求事項
4	C0508-5	電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全—第5部：安全度水準決定方法の事例
5	C0508-6	電気・電子・プログラマブル電子安全関連系の機能安全—第6部：第2部及び第3部の適用指針
6	C1604	測温抵抗体
7	C2103	電気絶縁用ワニス試験方法
8	C2105	電気絶縁用無溶剤液状レジン試験方法
9	C2143-4-1	電気絶縁材料—熱的耐久性—第4-1部：劣化処理オープン—シングルチャンバオープン
10	C2143-4-2	電気絶縁材料—熱的耐久性—第4-2部：劣化処理オープン—300℃以下の精密オープン
11	C2143-4-3	電気絶縁材料—熱的耐久性—第4-3部：劣化処理オープン—マルチチャンバオープン
12	C2143-6	電気絶縁材料—熱的耐久性—第6部：固定時間枠法を用いる絶縁材料の熱的耐久性指数（温度指数及び相対熱的耐久性指数）の求め方
13	C2150	電気用プラスチックフィルム通則
14	C2151	電気用プラスチックフィルム試験方法
15	C2351	エナメル線用ワニス
16	C2501	永久磁石試験方法
17	C2502	永久磁石材料
18	C2812	機器取付け用レール
19	C2813	屋内配線用差込形電線コネクタ
20	C3001	電気用銅材の電気抵抗
21	C3002	電気用銅線及びアルミニウム線試験方法
22	C3110	鋼心アルミニウムより線
23	C3216-2	巻線試験方法—第2部：寸法
24	C3216-4	巻線試験方法—第4部：化学的特性
25	C3216-5	巻線試験方法—第5部：電気的特性
26	C3216-6	巻線試験方法—第6部：熱的特性
27	C3316	電気機器用ビニル絶縁電線
28	C3407	X線用高電圧ケーブル
29	C3650	ケーブルのコンクリート直接埋設工法
30	C3652	電力用フラットケーブルの施工方法
31	C3653	電力用ケーブルの地中埋設の施工方法

32	C3661-1	電気ケーブルの電気試験方法—第1部：450／750V以下のケーブル，コード及び電線の電気試験
33	C3662-6	定格電圧450／750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第6部：エレベータケーブル及び可とう接続用ケーブル
34	C4421	可変速駆動システム（PDS）—電磁両立性（EMC）要求事項及び試験方法
35	C7516	表示用電球
36	C7528	道路交通信号機用電球
37	C7550	ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性
38	C7709-0	電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第0部 電球類の口金・受金及びそれらのゲージ類の総括的事項
39	C7710	電球類ガラス管球の形式の表し方
40	C8108	蛍光灯安定器
41	C8110	放電灯安定器（蛍光灯を除く）
42	C8119	放電灯安定器（蛍光灯を除く）—性能要求事項
43	C8131	道路照明器具
44	C8155	一般照明用LEDモジュール—性能要求事項
45	C8159-2	一般照明用GX16t-5口金付直管LEDランプ—第2部：性能要求事項
46	C8364	バスダクト
47	C8430	硬質ポリ塩化ビニル電線管
48	C8708	ポータブル機器用密閉型ニッケル・水素蓄電池（単電池及び組電池）
49	C60068-2-39	環境試験方法—電気・電子—第2-39部：減圧下の温度又は温湿度複合試験及び指針
50	C60068-2-60	環境試験方法—電気・電子—第2-60部：混合ガス流腐食試験（試験記号：Ke）
51	C60068-2-65	環境試験方法—電気・電子—第2-65部：音響振動（試験記号：Fg）
52	C60068-2-75	環境試験方法—電気・電子—第2-75部：ハンマ試験（試験記号：Eh）
53	C60068-2-80	環境試験方法—電気・電子—第2-80部：混合モード振動試験方法（試験記号：Fi）
54	C60068-3-2	環境試験方法—電気・電子—第3-2部：温度／減圧複合試験を理解するための必ず（須）情報
55	C60695-1-30	耐火性試験—電気・電子—第1-30部：電気・電子製品の火災危険性評価指針—予備選択試験—一般指針
56	C60695-11-5	耐火性試験—電気・電子—第11-5部：試験炎—ニードルフレーム（注射針バーナ）試験方法—装置，試験炎確認試験装置の配置及び指針
57	C60721-1	環境条件の分類—第1部：環境パラメータ及びその厳しさ
58	C60721-2-5	環境条件の分類—第2-5部：自然環境の条件—じんあい，砂及び塩霧
59	C60721-3-3	環境条件の分類 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類 屋内固定使用の条件
60	C60721-3-4	環境条件の分類 環境パラメータとその厳しさのグループ別分類 屋外固定使用の条件
61	C61000-3-2	電磁両立性—第3-2部：限度値—高調波電流発生限度値（1相当たりの入力電流が20A以下の機器）

62	C61000-4-20	電磁両立性—第4-20部：試験及び測定技術—TEM（横方向電磁界）導波管のエミッション及びイミュニティ試験
63	C61000-4-22	電磁両立性—第4-22部：試験及び測定技術—全電波無響室（FAR）における放射エミッション及びイミュニティ試験
64	C61000-6-1	電磁両立性—第6-1部：共通規格—住宅、商業及び軽工業環境におけるイミュニティ規格
65	C61000-6-2	電磁両立性—第6-2部：共通規格—工業環境におけるイミュニティ規格
66	D5301	始動用鉛蓄電池
67	D5303-1	電気車用鉛蓄電池—第1部：一般要件及び試験方法
68	D5303-2	電気車用鉛蓄電池—第2部：種類及び表示
69	H7301	超電導—第1部：臨界電流の試験方法—ニオブ・チタン合金複合超電導線
70	H7302	超電導—第2部：臨界電流の試験方法—ニオブ3すず複合超電導線
71	H7303	超電導—機械的性質の試験方法—銅安定化ニオブ・チタン複合超電導線の室温引張試験
72	T1021	医用差込接続器

1. 産業標準作成委員会の委員構成表

1. 1 電気分野産業標準作成委員会構成員名簿

区分	氏名	所属	種別	
(委員長)	岩本 光正	東京工業大学名誉教授	中立者	
(委員)	加藤 有利子	一般財団法人電気安全環境研究所		
	馬場 旬平	東京大学大学院		
	南 裕二	東芝エネルギーシステムズ株式会社		
	藤原 昇	一般社団法人電気学会	生産者	
	上野 貴由	一般社団法人日本電機工業会		
	辻 勝也	一般社団法人日本電気計測器工業会		
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会		
	(関係者)	西原 敏之	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	使用者
		若月 壽子	主婦連合会	
		菅 弘史郎	電気事業連合会	
(事務局)	山本 健一	経済産業省産業技術環境局国際電気標準課	—	
	内田 富雄	一般財団法人日本規格協会		
	山本 久義	一般財団法人日本規格協会		
	渡辺 善規	一般財団法人日本規格協会		

2. 委員会開催状況

開催年月日	委員会区分	出席者数又は回答者数 (名)
2022年12月14日	産業標準作成委員会	11/11
2023年2月XX日(予定)	産業標準作成委員会	〇/11

3. 作成審議経過

- ①産業標準案作成対象テーマの審議（JIS見直しの審議）；
2022年12月14日 産業標準作成委員会議決
- ②JIS作成予定一覧表の公表；
2022年12月28日～申出予定日（2023年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保；
2022年12月28日～申出予定日（2023年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ④異議申立ての機会の確保；
2022年12月28日～申出予定日（2023年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ⑤産業標準案の作成及び審議（確認の申出に係る審議）；
2023年2月XX日（予定） 産業標準作成委員会議決
- ⑥議事録及び委員会資料の公開；
2023年2月XX日（予定） JSAウェブサイト掲載

4. 利害関係者の産業標準作成委員会への参加に関する内容
参加： 無

5. 異議申立てに関する内容及び結果
異議申立ての有無： 無